

民事訴訟法

平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ○被告側の死者名義訴訟 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の確定基準 ・訴訟承継の可否 ・控訴の適法性
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭債権の数量的一部請求を棄却した確定判決の残部請求に対する拘束力 ○相殺の抗弁の審理判断の順序
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ○債務者による債権者代位訴訟への独立当事者参加（権利主張参加） ○債権者代位訴訟において裁判所が被保全債権は存在しないと判断した場合に言い渡すべき判決 ○債権者代位訴訟における請求棄却判決の既判力が債務者に拡張されるか <ul style="list-style-type: none"> ・後訴の受訴裁判所が被保全債権が存在していたと判断した場合 ・後訴の受訴裁判所が被保全債権が存在していなかったと判断した場合 ○債権者代位訴訟に他の債権者が独立当事者参加（権利主張）、共同訴訟参加することの可否
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ○明文なき訴えの主観的追加的併合の可否（判例の射程） ○裁判上の自白 ○義務承継人による訴訟参加 <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟状態帰属効（訴訟状態承認義務） ・必要的共同訴訟の審判に関する規律の準用
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ○同一事故による生じた同一の身体的傷害を理由とする財産的損害と精神的損害の賠償を請求した場合における損害費目間での請求逸脱認定 <ul style="list-style-type: none"> ・旧訴訟物理論 ・財産的損害と精神的損害の訴訟物としての一個性 ○金銭債権の数量的一部請求 <ul style="list-style-type: none"> ・一部請求の可否（訴訟物の範囲） ・一部請求における過失相殺の方法
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ○弁論主義第1テーゼ <ul style="list-style-type: none"> ・XのY1に対する代物弁済（抗弁）→XによるY1からの買戻し（再抗弁）→XのY2に対する譲渡担保（再々抗弁）のうち、当事者により主張されていないXのY2に対する譲渡担保の事実（再々抗弁）を裁判所が認定することの可否 ・法的観点指摘義務（釈明義務） ○口頭弁論終結後の承継人に対する既判力の拡張
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の給付の訴えの利益 ○相殺の抗弁が認められた場合における既判力の生じ方
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○通常共同訴訟 ○同時審判申出共同訴訟 <ul style="list-style-type: none"> ・被告両名に対する請求が「法律上併存し得ない関係」の意味 ○訴えの主観的予備的併合の可否 ○訴訟告知に基づく参加的効力

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助参加の利益 ・ 参加的効力の客観的範囲 <p>○ 裁判所の弁論を分離する裁量が制限される場合</p>
令和 1 年	<p>○ 共同所有関係における通常共同訴訟と固有必要的共同訴訟の区別</p> <p>○ 原告側の死者名義訴訟</p> <p>○ 仮装登記名義人に対する既判力の拡張（115条1項4号類推適用）</p>
令和 2 年	<p>○ 債務の一部不存在確認訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧訴訟物理論 ・ 債務の一部不存在確認訴訟の訴訟物 ・ 債務不存在確認訴訟の係属中に給付訴訟が提起された場合における債務不存在確認訴訟の帰趨と既判力の生じ方 <p>○ 基準時後の悪化した後遺症に係る損害賠償請求の可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭債権の数量的一部請求に対する棄却判決確定後の残部請求に関する判例 ・ 基準時後の悪化した後遺症に係る損害賠償請求を認めた判例（一部請求論）
令和 3 年	<p>○ 訴訟物を所有権移転登記請求権とする債権者代位訴訟に他の債権者が当事者として参加することの可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同訴訟参加 ・ 独立当事者参加（権利主張参加） <p>○ 他の債権者が別訴として債権者代位訴訟を提起した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権者代位訴訟の判決の既判力は他の債権者が別訴として提起した債権者代位訴訟において当該他の債権者にも拡張されるか
令和 4 年	<p>○ 権利能力のない社団が原告となって提起する総有権確認訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利能力のない社団の当事者能力（民事訴訟法29条） ・ 権利能力のない社団が民事訴訟法29条の適用により当事者となる場合において当該社団に当事者適格を認めるための根拠（任意的訴訟担当→構成員から代表者に対する訴訟追行権の授権） <p>○ 権利能力のない社団の構成員らが原告となって提起する総有権確認訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常共同訴訟と固有必要的共同訴訟の区別 ・ 提訴に反対している一部の構成員を被告に加えることの可否 <p>○ 権利能力のない社団が原告となって提起した総有権確認訴訟（以下「先行訴訟」という。）と、先行訴訟の被告が権利能力のない社団を被告として提起する所有権に基づく土地明渡請求訴訟（以下「後行訴訟」という。）の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重複起訴の禁止（後行訴訟が先行訴訟の係属中に別訴として提起された場合） ・ 既判力の作用（後行訴訟が先行訴訟の棄却判決確定後に提起された場合）
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴えの交換的変更の法的性質 ・ 訴えの取下げに伴う再訴禁止効が生じる「同一の訴え」の意義 ・ 和解調書についての既判力の有無・範囲、和解無効の主張方法が